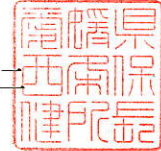


産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都港区港南一丁目8番15号
氏名 日本貨物鉄道株式会社
代表取締役 犬飼 新

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

愛媛県西条保健所長 武方 誠二



許可の年月日
許可の有効年月日

令和6年12月26日
令和11年12月14日

1. 事業の範囲

(事業の区分)

収集・運搬(積替え又は保管行為を含まず。)

(産業廃棄物の種類)

燃え殻(水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。)、汚泥(水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。)、廃油(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、廃酸(水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。)、廃アルカリ(水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。)、廃プラスチック類(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、ものを除く。「ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。){陶磁器くず」(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、鉋さい(水銀含有ばいじん等を含む。)、がれき類、ばいじん(水銀含有ばいじん等を含む。)

以上16種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
該当事項なし

3. 許可の条件

該当事項なし

4. 許可の更新又は変更の状況

○当初許可	平成6年12月15日
○更新許可	平成11年12月15日
○更新許可	平成16年12月15日
○更新許可	平成21年12月15日
○本店所在地変更(旧:東京都千代田区飯田橋三丁目13番1号)	平成23年2月14日
○代表者変更(旧:小林 正明)	平成24年6月22日
○更新許可	平成27年4月20日
○代表者変更(旧:田村 修二)	平成30年6月21日
○更新許可	令和2年1月15日

(裏面へ続く)

(裏面)

○代表者変更 (旧: 眞貝 康一)

令和 4年 6月 24日

○更新許可

令和 6年 12月 26日

○本店所在地変更 (旧: 東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目33番8号)

令和 7年 6月 30日

5. 松山市の区域内の積替え許可の有無 有 ・ 無

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有 ・ 無